

令和8年度 横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金の事業概要

1 事業の趣旨

幼稚園及び認定こども園が実施する園舎の老朽化に伴う修繕工事及び設備の更新に要する経費の一部を補助することにより良好な教育環境を維持することを目的とするものです。

2 補助対象事業の内容

令和8年4月1日以降に着工し、令和9年3月16日までに完結する工事等及び設備の更新で、下記の項目に該当するもの。

(1) 神奈川県認可（幼保連携型認定こども園については横浜市の認可）を受けている園舎の老朽部分の修繕工事及び設備の更新 1件200万円以上（税込み）

(2) 1件とは、同一内容または同一部分を指します。

(3) 修繕工事及び設備の更新とは、次のとおりです。

ア 屋根工事

屋根面のふき替え、防水工事等

イ 床、天井工事

床、天井の取替え及びこれに付帯する塗装工事等

ウ 内、外壁工事

既設壁面を撤去し新たに壁面を造る工事、壁面撤去を伴わない補修工事、防水工事及び塗装工事等

エ その他、園舎の老朽化に伴う修繕工事

オ 設備の更新

給排水衛生設備、空調設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備等

カ 対象外

園庭、外構、門扉、フェンス等の修繕、備品類の購入、遊具の補修に要する経費は、対象としない。

(4) 同一部分の修繕は、補助を受けてから10年を経過しているもの。

(5) 同一年度内に2件以上の申請はできません。

3 補助額

補助対象経費の1/2以内で、**100万円を限度**とします。（予算の範囲内）

4 注意事項

(1) 予算の範囲内で補助しますので、申請件数によっては、補助対象外とさせていただく場合があります。（令和7年度実績：申請41園、補助対象30園）

(2) 本市補助金は、原則として市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行うこととなっています。詳細は、裏面「5 市内事業者優先及び見積書等について」をよくお読みください。

5 市内事業者優先及び見積書等について

横浜市からの補助対象となるための条件は以下のとおりです。

※ 「市内事業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

支店や営業所が市内にあっても、本社が市外の場合は対象外

種 別	横浜市からの補助対象となるための条件
工事及び設備の更新	<ul style="list-style-type: none">・1億円以上の工事及び設備の更新は、原則市内事業者による一般競争入札を実施・1,000万円以上1億円未満の工事及び設備の更新は、市内事業者8者以上の指名競争入札又は市内事業者5者以上の見積合せを実施・1,000万円未満の工事及び設備の更新は、市内事業者2者以上の見積合せ実施・見積合せを実施した場合は単価の安い事業者を選定

6 「申請予定調査票」提出後の事務手続きについて

(1) 補助対象園の内定

7月下旬までには、補助対象になるか、ならないかご連絡します。

(2) 内定園の申請書類提出

補助金対象となった内定園は、申請書類等を8月下旬に提出いただきます。

・提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 修繕及び設備の更新事業計画書（細目第5号様式）
- ③ 平面図、立面図（施工箇所がわかれば設計図面でなくても構いません。）
- ④ 工事及び設備の更新見積書（内訳書含む）
 - ア 1千万円以上の工事及び設備の更新は、市内事業者（市内に本社があるもの）5者以上の見積書
 - イ 1千万円未満の工事及び設備の更新は、市内事業者（市内に本社があるもの）2者以上の見積書
※見積合せをして金額が低い方と契約してください。
- ⑤ 工事及び設備の更新箇所の写真（施工前の写真を、A4の用紙1枚に3つ程度表示し、施工箇所を明記してください。）

※補助対象園の内定後、申請を辞退する場合は速やかにご連絡ください。

（次点の園を補助対象に繰り上げる都合上、ご協力をお願いします。）